

令和3年度
那覇市企業立地促進奨励助成金
申請要領

○申請書類の提出方法及び期間

下記場所へ持参又は郵送により申請書類を提出すること。

(持参の場合は、事前の電話予約を要する。)

※提出期間：令和3年9月1日(水)～令和3年9月30日(木) 必着

※受付時間は、平日午前9時～午後5時まで

(ただし、午後0時～午後1時、土日祝日は除く。)

○提出場所

※〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

那覇市経済観光部 商工農水課 産業政策グループ 宛

「企業立地促進奨励助成金 申請書類在中」

とすること。

電話：098-951-3212、 FAX：098-951-3213

メールアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

1 目的

本県の本土復帰以降の慢性的な失業率の高さに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による求職超過という現状の改善に向け、with コロナ・after コロナ時代を見据えた成長性や付加価値の高い新たな産業の誘致や新規創業、高度な産業集積を通して地域経済への波及効果を高めることによる本市における雇用拡大と産業の振興を目的に、市内に立地または新規創業した企業に対し助成金を交付する。

2 対象事業

次の各号のいずれかに該当する事業。

- (1) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
例：・情報記録物の製造業 ・アプリケーションサービスコンテンツプロバイダ
・映画・放送番組等の制作事業 ・ポータルサイト・サーバ運營業 等
- (2) 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
例：・IT企業 ・コールセンター 等
- (3) 法第3条第9号の製造業等に属する事業
例：・製造業 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 等
- (4) 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
例：・機械修理業 ・デザイン業 ・機械設計業
・経営コンサルタント業 ・エンジニアリング業 等
- (5) 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
例：・無店舗小売業（訪問販売や自動販売機による小売業を除く。国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）
・機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）
・航空機整備業 ・卸売業 等
- (6) 観光関連産業の振興に資する事業
例：・ホテル ・旅行者 等
- (7) エネルギー産業の振興に資する事業
- (8) 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- (9) 前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

3 対象者要件

対象者は、会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第1号及び第2号で定めるもの)及び個人事業者(所得税法第229条に基づく届出を行ったもの)で、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 賃借型企业立地

新たな賃借により本市内に事務所等を立地し、これに伴い3名以上の本市の市民を常時雇

用人員として新規に雇用し、申請時期において現に雇用を継続して6か月を経過していること。

(2) 建設型企業立地

新たな建設(新設又は増設)または建物購入により本市内に事務所等を立地し、これに伴い5名以上の本市の市民を常時雇用人員として新規に雇用していること。

4 応募資格要件

応募者は次の(1)～(8)の要件を全て満たすものとする。

- (1) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)、民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)等による手続きをしている団体ではないこと。
- (3) 租税の滞納がないこと。
※新型コロナウイルスの影響により一時的に納税が困難となっている事業者は、那覇市納税課(または市町村役場納税担当課)で徴収猶予の相談を行った上、下記①と②の証明書等を提出すること。
 - ① 「徴収猶予許可通知書(マルトク)の写し」
 - ② 納税証明書「市税の滞納のみの証明書(徴収猶予中の記載が必要)」
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものに該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。那覇市が警察署に照会することについて承諾できること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。
- (6) 本市以外の公的団体から同種の助成を受給していないこと。
- (7) 関係法令を遵守すること。
- (8) 公序良俗に反しないこと。

5 対象期間

助成金の申請は、各区分により、次に定めるときまでに行うものとする。

- (1) 賃借型企業立地
賃借開始年度を含めた2会計年度以内。ただし、1月2日から3月31日に立地した場合は、賃借開始年度を含めた3会計年度以内
- (2) 建設型企業立地
固定資産税が初めて賦課される当該年度内

6 助成金額算定基準

- (1) 助成金額は、予算の範囲内で決定するものとし、各区分により限度額や条件を次のように定める。

① 賃借型企業立地

1 企業あたり 480 万円を限度額とし、以下のアとイを加えた額とする。

ア 賃料助成金

1企業あたり180万円を限度額とし、事務所等の月額支払賃料(共益費等、消費税を除く。)の10分の2に相当する額(30万円を限度とする。)の6か月分とする。また、対象期間は、賃借物件引渡日等に係る月から6か月とする。ただし、引渡日が月の中途の場合はその翌月から6か月とする。ただし、国及び地方公共団体から公益性の有する支援を受けている事務所等、及び独占性・排他性が認められない事務所等(レンタルオフィス等)は、助成対象外とする。

イ 雇用助成金

新規常時雇用人員のうち正規雇用者1人当たり30万円、非正規雇用者1人当たり5万円とする。

② 建設型企業立地

ア 事務所等に係る家屋固定資産税額を上限とし、1企業あたり500万円を助成限度額とする。

イ 前アに係わらず、建設した事務所等が「那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に基づき固定資産税の優遇措置を受ける者については、助成限度額を500万円とし、新規常用雇用人員分の雇用助成金は、①-イに準ずるものとする。

ウ 算定の基礎となる固定資産税額は、自社使用に係る事務所等床面積の割合に応じた部分に対応するものとする。

エ 購入により施設を取得した者については、アで算出した額の2分の1を助成する。

(2) 前項各号に係る助成は、一企業当たり、1回限りとする。

(3) 国及び地方公共団体から雇用に関する奨励金等の交付を受けた実績がある場合、その算定の基礎となった雇用者については、第1項の雇用助成金の算定において新規常用雇用人員に含めないものとする。

7 応募手続き

(1) 受付期間

令和3年9月1日(水)～令和3年9月30日(木) 午後5時まで。(※必着)

※受付時間は、平日午前9時～午後5時まで(午後0時～午後1時、土日祝日は除く。)

(2) 提出書類

① 下記ア又はイいずれかの区分にもとづく書類の、正本1部、副本1部の計2部

② 正本のPDFデータ(CD、DVD-ROM等) ※USB不可。

ア 賃借型企業立地

那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を下記a～1の順で添付した正本1部、副本1部の計2部を揃え提出すること。なお、各様式にはインデックスを貼り付けること。

- a 企業及び事業概要書
 - b 法人登記簿謄本
 - c 雇用関係を証明する書類
 - d 営業証明書(会社のみ)
 - e 納税証明書
 - f 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含めて過去2期分までの貸借対照表及び損益計算書。但し、申請の日の属する事業年度に設立の場合は、当該事業年度の確定申告又は、代表者の所得証明書
 - g 誓約書(第3号様式)
 - h 賃貸借契約書の写し
 - i 位置図
 - j 事務所内部及び建物外観写真
 - k 企業案内パンフレット等
 - l その他市長が必要と認める書類
- イ 建設型企業立地

那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を下記a~mの順で添付した正本1部、副本1部の計2部を揃え提出すること。なお、各様式にはインデックスを貼り付けること。

- a 企業及び事業概要書
- b 法人登記簿謄本
- c 雇用関係を証明する書類
- d 営業証明書(会社のみ)
- e 納税証明書
- f 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含めて過去2期分までの貸借対照表及び損益計算書。但し、申請の日の属する事業年度に設立の場合は、当該事業年度の確定申告又は、代表者の所得証明書
- g 誓約書(第3号様式)
- h 不動産登記簿謄本
- i 課税の明細のわかる書類
- j 位置図
- k 事務所内部及び建物外観写真
- l 企業案内パンフレット等
- m その他市長が必要と認める書類

(3) 提出方法

(2)の申請書類は、下記あてに郵送^{*1}または持参^{*2}すること。

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階
那覇市 経済観光部 商工農水課 宛

「企業立地促進奨励助成金 申請書類在中」と朱書きすること。

※1 郵送の場合は簡易書留郵便で送付すること。

※2 直接持参での提出の場合は、下記番号宛て事前予約をすること。

那覇市商工農水課（TEL：098-951-3212）

(4) 申請書類の確認

提出書類に不備や不足がある場合には、市より連絡を行う。連絡を受けた申請者は速やかに不備や不足への対応を行うこと。また、必要に応じて申請者へヒアリングや現場確認を行う。

8 審査方法

前提として、次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・「3 対象者要件」の要件に合致すること
- ・「4 応募資格要件」の要件に合致すること
- ・必要な書類がすべて提出されていること
- ・提出した内容に不備・記載漏れがない事

(1) 審査方法

審査委員会による評価審査を経て、助成金の交付を決定する。審査は、原則、書類審査とする。また、審査には一定の基準があり、これを満たしていない場合には採択されないものとする。

9 交付決定後の注意事項

(1) 実績報告

助成金の交付決定を受けた事業者は、市長が定める日までに、各区分によって以下の書類を提出すること。

① 貸借型企業立地

ア．那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第7号様式)

イ．賃貸料支払証明書(第8号様式)

② 建設型企業立地

ア．那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第7号様式)

イ．被雇用者への給与支払い状況を記載した給与台帳等の写し

(2) 助成金額の確定

実績報告を受けた後、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき助成金の額を確定し、那覇市企業立地促進奨励助成金確定通知書(第9号様式)により事業者へ通知する。また、この通知を受けた者は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付請求書(第10号様式)により助成金の交付を請求するものとする。

10 交付決定の取消し及び補助金の返還

下記の項目に一つでも該当するときは、その申請は無効又は取消しとする。

- (1) 対象者、応募資格要件に該当しないことが発覚したとき。
- (2) 同一の事業者が複数の申請をしたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に違反したとき。
- (4) 書類等に虚偽の記載があるとき。
- (5) 申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (6) 他機関から同一の内容で助成金を受けたとき。
- (7) その他、本申請に関する条件に違反したとき。

11 その他

- (1) 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する証拠書類について助成を受けた会計年度から5年間保存すること。
- (2) 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する市長からの追跡調査に助成を受けた会計年度から5年間協力すること。

【問合せ先】

那覇市 経済観光部 商工農水課 産業政策グループ

電話：098-951-3212、 FAX：098-951-3213

問合せ時間：平日 午前9時～午後5時まで。

(ただし、午後0時～1時、土日祝日は除く。)